

神奈川県外国人観光客受入環境整備費補助金募集 Q & A（令和2年度）

【補助金交付要綱・募集要項】

質問1

Q 交付申請したら、必ず補助金の交付決定を受けられるのか？

A 審査により、採択しない（不交付決定とする）場合があります。

質問2

Q 補助事業者は、どのように決定されるのか？

A 受付したもののから順次、補助対象者の資格要件等を審査し予算の範囲内で決定します。

質問3

Q 大企業の事業者は、申請できるか？

A 申請できます。ただし、中小企業者が申請をした場合は中小企業者を優先して採択することになります。

質問4

Q 申請者が大企業か中小企業かは、どのように判断するのか？

A 中小企業基本法の定義により判断します。

質問5

Q 観光資源一覧に載っている観光資源（施設）である。この施設を専ら紹介・説明する外国語のウェブサイト・パンフレット・施設内の案内板は、補助の対象になるか？

A 対象になります。

ただし、県内の観光周遊に資することのない海外向け通販サイトは補助対象外です。

質問6

Q 観光資源一覧に載っていない観光資源（施設）である。この施設を専ら紹介・説明する外国語のウェブサイト・パンフレット・施設内の案内板は、補助の対象になるか？

A 周遊につながらないので対象外です。

質問7

Q 神奈川県観光魅力創造協議会が募集する観光資源に、令和2年度中にエントリーした場合、今回の募集要項の観光資源一覧に載るか？

A 今回の募集要項の観光資源一覧には掲載されません。

質問8

Q 令和元年度に補助金の交付を受けたが、令和2年度も交付申請できるか？

A この補助制度を多くの民間事業者に活用していただくため、令和元年度の交付額と令和2年度の申請額を合算して要綱別表1に記載の補助上限額の範囲を原則とし、交付申請できます。

質問9

Q これから交付申請をしようと思うが、すでに発注した工事等は対象になるか？

A 既に契約や発注、着工、完成している工事・委託は補助金の対象となりません。工事の契約や発注は、当補助金の交付決定後に行ってください。

質問10

Q 工事や委託業務を神奈川県外の業者に発注することは、差し支えないか？

A 当補助金の資格要件等となっていないため、県外の業者に発注することは可能ですが、県内経済の活性化を促進する観点からも可能な限り県内の業者に発注してください。

質問11

Q 市町村立施設の指定管理者だが、市町村立施設に関する整備の場合、補助金を受けられるか？

A この補助金は市町村を対象にしていません。

指定管理業務は市町村の業務であり、指定管理業務の範囲である整備については、補助金の交付はできません。ただし、自主事業として整備し、指定管理業務と区分して経理できる場合、ご相談ください。

【要望提出】

質問12

Q 今年度の募集に係る要望書の提出方法が電子申請システムとあるが、持参や電子メール、ファクシミリでの提出はできないのか？

A 電子メールアドレスは、インターネットセキュリティの観点から公開しないこととしています。また、他の提出方法との公平を期すために「電子申請システムでの提出のみ」とします。

質問13

Q 電子申請システムの利用方法が分からない。

A 神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会ウェブサイト「e-kanagawa電子申請」に「手引き」や「よくある質問」が掲載されていますのでご参照ください。

URL : <http://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/navi/se1Map.do>

【交付申請】

質問14

Q 補助金交付申請書などの様式はどこにあるのか？

A 神奈川県外国人観光客受入環境整備費補助金交付要綱で定めています。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/b6m/cnt/hojokin.html> (県ウェブサイト) からダウンロードできます。

なお、令和2年度募集要項は交付申請に必要な事項を記載しているので、申請される方は、この交付要綱及び補助金の交付等に関する規則を確認の上、交付申請書を提出してください。

質問15

- Q 神奈川県内に本店や支店がないが交付申請できるか？
A 交付申請できます。

質問16

- Q 交付申請書等への押印はどの印を使えばいいのか？
A 法人の場合は法務局に印鑑登録した印を用いてください。
権利能力なき社団等の場合は、団体で代表者印を作成していればその印を、作成していなければ代表者の私印を押印してください。ただし、代表者の私印を用いる場合は、市町村へ印鑑登録した印を押印してください。

質問17

- Q 補助金の申請者と補助対象事業の工事等の契約者が違うが問題はないか？
(例) 申請者：代表取締役／契約者：支店長
A 補助事業者は、申請や交付に係る手続き及び、交付後に補助対象資産等の管理を行う必要があることから、当補助金に関する申請者と工事等の契約者の書類は同一の者である必要があります。

【無線LAN整備事業】

質問18

- Q 飲食店での無料公衆無線LAN環境整備は補助の対象になるのか？
A 当該飲食店の利用を条件とした無線LAN利用サービスの提供の場合、補助の対象としません。ただし、飲食店の利用がなくとも、例えば、店外にて無料で利用が可能である場合には、補助の対象になることがありますので、ご相談ください。

質問19

- Q 観光資源一覧に載っている2つ観光資源の間に商店街がある。この2つの観光資源を周遊する間に立ち寄るこの商店街について、複数の地点・施設に機器を設置し、無料公衆無線LAN環境を整備したいが、補助の対象となるか？また、補助上限額はどのようになるのか？
A 補助の対象になります。
整備する地点・施設ごとに上限額20万円で補助額を算出します。それぞれ算出した補助額を千円未満の端数切捨て後に合算します。また、1事業者当たり200万円を補助額の上限額とします。
整備の内容によっては、設置する地点・施設ごとの経費内訳が分かる書類を添付し、交付申請書を作成してください。
なお、[質問18](#)に留意してください。

質問20

- Q 無料公衆無線LAN環境の整備の[質問19](#)に関して、ショッピングモールの場合、地点・施設をどのように考えればいいのか？
A 原則、建物1つにつき1施設とし、補助上限額をそれぞれ20万円とします。これは、デパートや商店街も同様とします。

ただし、本補助金の交付の趣旨（外国人観光客の神奈川県内の観光資源周遊に資する受入環境の整備を促進する）に照らし、個別に判断しますので、具体的な整備計画とともにご相談ください。

【外国語表記整備事業】

質問21

Q 外国語表記整備事業にデジタルサイネージの整備は含まれるのか？

A 含みます。

ただし、神奈川県観光魅力創造協議会で発掘した観光資源に関する情報、これら観光資源へのアクセスに関する情報、その他観光に関する情報などを専ら表示するものとし、観光に関わりのない商業目的の広告を表示するものは補助の対象としません。

大規模災害時における外国人向け災害情報、警察、消防、救急など、緊急時に必要な情報は表示を可とします。

質問22

Q 既に英語表記の案内等があるが、これを、英語以外の複数の言語を含む案内等に改修する場合は対象となるか？

A 対象となります。

質問23

Q 既に英語表記のパンフレットがあるが、同じ内容で増刷をする場合は対象となるか？

A 内容に変更のない増刷は、対象となりません。ただし、同一言語においてパンフレットの改訂を行う場合は、個別に判断しますので、ご相談ください。

質問24

Q ホームページの多言語化の改修と同時に、多言語のSNSを開設するが、投稿する記事の翻訳費用も補助対象となるのか？

A 当補助金の目的は、外国人観光客の受入環境の整備であることから、ホームページやSNS開設後の維持管理費用（ランニングコスト）は、対象となりません。

【便所整備事業】

質問25

Q 便所整備工事に併せて、便所までの案内板を設置するが、補助対象となるか？

A 外国語とピクトグラムが表記されている案内板であれば、補助対象となります。

【自動翻訳機整備事業】

質問26

Q 自動翻訳機をリース契約により整備をするが、リース料や通信料は補助対象となるか？

また、翻訳アプリからダウンロードする経費は補助対象となるか？

A 補助対象となるのは翻訳機本体の購入代のみです。リース料や通信料などのランニングコストは補助対象とはなりません。また、翻訳アプリからダウンロードする経費も補助対象とはなりません。

質問27

Q 自動翻訳機整備事業の上限額は1事業者10万円だが、例えば、商店街協同組合やタクシー協会などが申請する場合についても上限額は10万円となるのか？

A 自動翻訳機整備事業については他の補助メニューとは異なり、申請者が、商店街協同組合やタクシー協会などのように事業者の集合体の場合は、自動翻訳機を整備する構成員数に10万円を乗じた額が上限額となります。ただし、この場合の1申請者当たりの補助額の上限額は200万円となります。

質問28

Q 商店街協同組合が自動翻訳機整備事業を申請する場合、その会員である小売店などの事業者からも申請ができるか？

A 重複した申請はできませんので、どちらか一方から申請していただくこととなります。